

# 最低賃金 全国平均823円

道内は22円増の786円

厚生労働省は23日、2016年度の地域別最低賃金の改定結果が出来た。全国平均が25円増の823円になつたと発表した。15年度の18円増を上回り、現在の方針になつた0年度以降で最大の引き上げ幅。

25円増は厚労省の諮問機関の中央最低賃金審議会が示した引き上げの目安より1円多い。厚労省は、全国平均の算出に用いられる労働者数を最新データに変えた影響が大きいと説明している。中央審議会の後は最低賃金は全ての労働者

に適用される賃金の下限額で、都道府県ごとに決まっており、中央審議会の後は地方審議会で議論し、正式

決定される。  
改定後の金額が最も高いのは東京の932円で、最も低いのは宮崎と沖縄の714円。北海道は22円増の786円。地域差は210円から順次改定される。

安倍晋三首相は、最低賃金の3%引き上げに意欲を示していた。中央審議会は全都道府県で700円を超える。最低賃金は10月1日から順次改定される。

全国平均は、都道府県の働く人の数を反映して算出。厚労省によると、最新データでは最低賃金が高い都市部の労働者が増えており、平均上げ幅が目安より1円多くなつたという。埼玉、兵庫、香川などの県は目安から1円上積みされた。